

令和4年度

戦略的情報通信研究開発推進事業
(国際標準獲得型(5G高度化))
-日米共同研究開発-

—提案要領—

公募期間

令和4年2月18日(金)

～

4月18日(月)(正午(日本標準時)必着)

総務省

目 次

1	事業の概要.....	3
2	公募する研究開発課題.....	3
3	提案要件.....	4
4	研究開発期間.....	4
5	研究開発経費.....	4
6	委託先候補の選定及び採択.....	4
7	翌年度以降の研究開発の実施.....	7
8	提案の手続.....	7
9	提案に係る留意事項.....	9
10	委託研究契約等.....	13
11	研究開発実施上の留意点.....	15
12	研究成果等.....	18
資料 1	競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針.....	20

1 事業の概要

戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型（5G 高度化））（以下「本事業」という。）は、研究成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、日本と外国の研究機関が共同で研究開発を実施する課題に対して、総務省が日本の研究機関に対して研究開発の委託を行う競争的研究費制度¹です。

総務省は、5G 高度化技術を早期に確立するため、令和 3 年度から、アメリカ合衆国（以下、米国という。）の研究者と共同で研究開発を実施する研究開発課題に対して研究開発の委託を行っており、令和 4 年度も新規に実施します。

本提案要領は、米国内に設置された大学、民間企業、地方公共団体等の研究機関に所属する研究者（以下「米国の研究開発実施者」という）との間で、共同で研究開発を実施する、日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方公共団体等の研究機関に所属する研究者（提案者）（以下「日本の研究開発実施者」という。）に対するものです。

日本の研究開発実施者は、「研究代表者」（研究提案者）及び「研究分担者」により構成されます。日本の研究開発実施者のうち、代表者一人を「研究代表者」とし、当該研究代表者と協力して研究開発を分担する研究者を「研究分担者」とします。

2 公募する研究開発課題

本事業の公募対象は次の研究開発課題とします。

（1）研究開発課題（R&D Title）

5G 高度化技術の研究開発

(Research and development of 5G advanced technology)

（2）研究成果目標（Goals of R&D Outcomes）

5G の特徴的機能である「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった機能の更なる高度利用のユースケース創出につながる技術研究開発及び実証を行い、米国研究機関等との協力を通じて成果を国際電気通信連合や 3GPP 等の同分野の国際標準化団体における標準化活動に向けた標準化提案としてとりまとめ、研究成果のグローバル展開を促進する。

なお、電波資源拡大のため研究開発として、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は、高い周波数への移行を促進する技術としておおむね 5 年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準策定に向けた研究開発課題であり、無線局全体の受益を直接の目的として実施する。

¹ 競争的研究費制度：研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度です。

3 提案要件

- ・前項の研究開発課題に該当するものであること。
- ・日本の研究開発実施者と米国の研究開発実施者が共同で研究開発を実施するものであること。
- ・日本の研究開発実施者から総務省が定める期日・時間までに提出すること。
- ・米国の研究機関等と連携体制を構築し、事前に知的所有権の取り扱い等を整理すること。詳細は「10 委託研究契約等」の(6)を参照すること。
- ・オープン・クローズ戦略など、適切な知的財産・標準化戦略の下に、研究開発における標準化要件を特定し、研究開発成果を通じて、標準化活動に貢献すること。

4 研究開発期間

令和4年度の契約締結日から最長3か年度を予定しています。

契約は、令和4年6月中旬以降の開始を予定しています。

翌年度以降の研究開発期間は、継続評価の結果及び予算編成上の都合により、見直される場合があります。

5 研究開発経費

研究開発経費は、日本の研究開発実施者を対象に支払われ、令和4年度は180百万円を上限（消費税込み・間接経費込み（間接経費は、直接経費の30%を上限））とします。（上記2の「公募する研究開発課題」について、1つ又は2つの提案の採択を予定。）

ただし、研究開発経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、翌年度以降の研究開発経費は、提案当初の研究費を契約金額として保証するものではなく、継続評価の結果及び予算編成状況により見直される可能性があります。

6 委託先候補の選定及び採択

日本の研究開発実施者から提案された提案書は、「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成14年6月制定、平成30年2月第6版）を踏まえて設定された評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される国内の評価委員会が評価を行い、その結果に基づき実施すべき研究開発課題を採択します。

採択における評価は、下記の専門評価（第一次評価）及び総合評価（第二次評価）の2段階により実施します。

(1) 専門評価（第一次評価）

全ての提案課題について、各研究開発課題が含まれる研究領域の外部専門家により、主として技術的な観点から、高度に専門的な知見に基づいて評価します。

(2) 総合評価（第二次評価）

外部の学識経験者・有識者により構成される評価委員会により、第一次評価の結果に基づいて、一定数に絞り込まれた提案課題に対して、第一次評価の評価項目に加えて、標準化等の研究開発成果や外国の研究機関との連携体制等の観点から評価します。

なお、提案書等の内容に関して必要に応じて提案者からのヒアリングを実施し、聴取した事項も評価の対象とします。

採択課題の決定段階においては、以下の評価項目・評価の観点・評価のウェイトによる評価を実施します。

①専門評価（第一次評価）

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見向上の可能性	・新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題であるか。 ・関連分野に大きな波及効果を与えるか。	2
目標、計画の妥当性	・研究開発の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。	1

②総合評価（第二次評価）

評価項目	評価の観点	評価のウェイト
研究開発目的・内容について	・研究開発の必要性、方向性及び達成目標の妥当性 ・技術課題の新規性・革新性 ・研究開発方法、実施計画の品質と有効性	1
研究開発の実施体制・実施計画について	・研究開発の推進管理体制の妥当性 ・研究者の資質と経験 ・外国研究機関等との連携体制の有効性 ・共同研究契約書又は MOU 等を含む連携体制の準備状況 ・予算計画の有効性・効率性	2
電波有効利用促進の可能性	・新しい電波利用の実現に向けた研究開発か。 ・以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか。 ○周波数を効率的に利用するための技術	1

	○周波数の共同利用を促進するための技術 ○高い周波数への移行を促進するための技術	
研究開発の成果・波及効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・提案要領に示された期待する効果の日本及び外国研究機関の貢献度 ・研究成果の普及・展開方法、知的財産・標準化戦略の妥当性（実用化・事業化を見据えたものか） ・国際標準化・実用化・国際競争力強化、イノベーション・社会課題解決等への貢献 	2
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得しているか。 	0.2
評価委員会における審議	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会での審議に基づいて付与される評価点 	0.8

注) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、本事業においては、提案機関（企業、研究機関等）の女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を確認し、研究開発案件の検討に当たり加味します。

なお、研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

また、選考の経過については通知しません。問い合わせにも応じられません。

(3) 採択及び通知

総務省は、評価委員会からの評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて採択課題の決定を行います。採択・不採択の結果は、総務省から研究代表者宛てに通知します。

(4) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要を公

表します。

7 翌年度以降の研究開発の実施

総務省は、翌年度以降の研究開発の実施に当たって、日本の研究開発実施者から、毎年度1月頃に継続提案書を提出していただき、進捗状況や研究成果等に関する継続評価を実施します。

その結果を踏まえ、プログラムディレクターの助言を受けたのち、次年度の研究開発の実施を決定します。そののち、新たに契約を締結し、研究開発を継続して実施することになります。

ただし、継続評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を指示することがあります。

評価に関する詳細については「戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型（5G高度化））評価の手引」を参照ください。

8 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

(1) 提案に必要な準備作業

① 府省共通研究開発管理システム²（以下、「e-Rad」という。）への登録

本事業への提案ではe-Radを使用します。したがって、提案者締切日・時間までにe-Radへ「所属研究機関」及び「研究者」の2つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Radポータルサイトの「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本事業の提案は、研究代表者の所属研究機関及び全ての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及び全ての研究分担者の研究者登録が必要です。

² <https://www.e-rad.go.jp/>

e-Radは、当該システムを通じて、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※）に、各種の情報を提供することがあります。

※政府研究開発データベース：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本事業への提案では所定様式を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式等をダウンロードしてください。

(2) 公募期間

研究開発課題提案書の受付期間（公募期間）は、次のとおりです。

令和4年2月18日（金）～同年4月18日（月）（正午（日本標準時）必着）

なお、公募期間を過ぎた提案書（e-Rad 登録・提出を含む。）は受け付けられません。

(3) 提案方法

① 応募情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて、令和4年4月18日（月）正午（日本標準時）（以下「期限」といいます。）までに本事業への応募情報を入力してください。

② 提案書の提出

提案書は、(3) ①とともに、上記(2)公募期間中に、総務省（提案書の提出先、問い合わせ先を参照。）宛てに提案書一式及びその他提案に必要な書類一式を電子メールにて期限までに提出してください。

(4) 提案に当たって

研究代表者は、責任を持って提案書を取りまとめた上で提出願います。提案書の記載事項に不明な点があった場合には、研究代表者宛てに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問い合わせに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」でご確認ください。

(5) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から1ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から1ヶ月以上経過後に確認してください。

(6) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表する予定です。

9 提案に係る留意事項

(1) 研究開発実施者の要件

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方公共団体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生³を除く。）であること。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。
- ③ e-Rad に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- ④ 全ての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施に当たって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理を研究機関が実施する必要があります。）
- ⑤ 研究代表者は、全研究開発期間を通じて、研究開発課題の遂行に関する全ての責務を負えること。（大学院生等の学生やポストドクターが研究代表者になることはできません。）また、日本語及び英語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。（ポストドクターは研究分担者になることができます。大学院生等の学生は研究分担者になることはできませんが、研究補助者⁴として研究の補助をすることはできます。）
- ⑦ 研究開発実施者は、自身の所属機関の経理事務等担当者及び契約事務等担当者を兼ねないこと。

(2) 研究協力者

研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者が必要な場合は、研究開発を実施する者に含めることができます。ただし、協力を行う者は、当該事業の研究開発実施者でないため、当該事業の研究開発資金を使用

³ 研究活動を本務とする研究者等が学生の身分を持つ場合は除く。

⁴ 「研究補助者」とは、学生、アルバイト、パート、派遣社員等であって、雇用に関する責任を研究機関が全ての責任を持つことで雇用し、研究開発実施者の指示の下に本研究開発の補助を行う者をいいます。

することはできません。また、委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の委員として委嘱することはできません。

（３）外国の研究者

外国の研究者として委託研究業務の協力を行う者は、研究協力者に準じる者と考えられるため、当該事業の研究開発資金を使用することはできません。また、委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の委員として委嘱することはできません。

（４）戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）における研究開発実施者の重複の排除

本事業に新規提案する課題の研究代表者は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）の全てのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究開発実施者となることはできません。

本事業に新規提案する課題の研究分担者は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）の全てのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究代表者となることはできません。

戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）で既に研究開発を実施している課題の研究代表者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者及び研究分担者になることはできません。

戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）で既に研究開発を実施している課題の研究分担者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者になることはできません。ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式 11）」を提出することにより、既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることができます。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、不参画申請書により提出された既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

上記の制限に係る新規提案であると認められる場合、該当する全ての新規提案課題を採択評価の対象から除外します。

（５）個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本事業の運営以外の目的には使用しません。提出された提案書に記載された情報について、総務省から本事業に係る業務を請け負った業者に対し、事業運営のために提供されます。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び事業運用のために総務省が使用します。

(6) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本事業は、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費制度の一つとして位置付けられています。したがって、本事業への提案に対して、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年12月17日改正）⁵に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部について他府省を含む競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。
- ② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

(7) 他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金等、国や独立行政法人等が運用する競争的研究費等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、その全てを、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）⁶等、競争的研究費等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とする場合があります。

これらの研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報（共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報）のみの提出を求めるとし、当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定します（当該情報を配分機関や関係府省間で共有する場合も同様の取扱いとします。）。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する競争的研究費制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中で他事業への応募の採否が決定した場合には、総務省（「14 提案書の提出先、問い合わせ先」を参照。）まで速やかにご連絡ください。

(8) 研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従い、本委託研究に携わる研究責任

⁵ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

ただし、当該指針は、契約手続きの時点で最新の指針とします。また、「2 提案に係る留意事項」の考え方においても同様とします。

⁶ エフォート（研究充当率）：研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

者及び研究者は、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。）を含む、本委託研究に携わる研究責任者及び研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、所属する研究機関の関係規程等に基づき、研究機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。

誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

また、本委託研究に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、所属する研究機関に対し、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(9) 研究機関における利益相反・責務相反に関する規程の整備状況等の確認

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従い、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行うことを求めます。

(10) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的研究費制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、1年間から10年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5年間とします。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降、1年間又は2年間とします。

(11) 研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的研究費による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の悪質性等を考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間

は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2年間から10年間とする。

- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降、1年間から3年間とする。

(12) 人権及び利益の保護に関して

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行っておいてください。

(13) 府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等に関して

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受け、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radへの登録をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

10 委託研究契約等

採択された研究開発課題は、研究開発を実施する者が所属する日本の各研究機関と総務省との間で委託する研究開発の契約（以下、「委託研究契約」という。）を締結し、委託研究として研究開発を実施していただきます。その際、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。本事業の研究開発委託契約に係る書類は、以下のURLに掲載します。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/international_rad/data.html

本事業の日本の委託研究契約に関する主な点は、次のとおりです。

(1) 契約期間

委託研究契約は単年度契約となります。次年度以降の委託研究契約については、継続評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）こととなります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で委託研究契約を締結します。研究開発実施者個人との間で委託研究契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関全てと総務省との間で、個別に委託研究契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発に係る経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。

経費の取扱いは、「府省共通経費取扱区分表」に基づきます。研究開発委託契約に係る経理処理の基準は、上記 URL の「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説（競争的研究費制度）⁷」を御覧ください。

なお、研究開発経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託研究契約が締結されるとは限りません。また、委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発するための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 研究開発委託契約書

総務省が別途作成する「研究開発委託契約書」により契約していただきます。当該契約書のひな形については、上記 URL の「研究開発委託契約書（ひな形）⁸」を御参照ください。必要な契約条件が所属機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続き開始後、1ヶ月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(6) 外国の研究機関等との共同研究契約等

共同研究を実施するに当たり、外国の研究機関と日本の研究機関（研究協力者がいる場合には、研究協力者の所属する機関を含む。）間で共同研究契約又は MOU 等を締結することが必要となります。また、共同研究契約又は MOU 等の締結に当たり、共同研究機関間で知的所有権の取り扱い等について明確に整理いただくようお願いいたします。特に、国の研究開発委託費により研究開発の期間中に得られた研究成果は、「産業技術力強化法」（平成 12 年 4 月 19 日法律第 44 号）により、一定の条件を満たしていただくことで、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。共同研究契約又は MOU 等の締結の際には外国の研究機関を含む全ての研究機関から本件の理解を得て、適切な共同研究契約又は MOU 等を締結することが必要となりますので、提案時には、この調整での合意事項など踏まえた共同研究契約書又は MOU 等の最終

⁷ 情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説は、令和 4 年度以降の委託研究の実施に当たって、変更することがあります。

⁸ 研究開発委託契約書は、令和 4 年度以降の委託研究の実施に当たって変更することがあります。

案の提出が必要です。

(7) 実績報告書等の作成

毎年の契約終了ごとに、当該年度の委託研究に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。併せて、毎年の契約終了ごとに「研究成果報告書」を提出していただきます。詳細は、別途指示をします。

(8) 終了報告書の作成及び成果発表等

全研究開発期間終了後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成と、総務省が主催する「ICT イノベーションフォーラム」における成果の発表等を行っていただきます。

(9) 追跡報告書等の作成

全研究開発期間終了の原則1年後と3年後に実施する追跡調査に回答いただきます。

(10) 成果報告会の実施

原則2年目及び終了時において、中途を含む研究成果を広報するための成果報告会を実施していただきます。

(11) 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（令和3年3月5日）」への対応

年度末までの研究期間の確保等により研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるように競争的研究費の使用に関わる各種ルール等の統一化がなされたことを踏まえ、本事業でも対応をしています。詳細は内閣府のホームページ⁹を御覧ください。

11 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の雇用等

研究開発実施者及び研究補助者として新たに必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者等を雇用し、その人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。当該雇用に関する責任は全て所属研究機関に帰属します。

(2) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。

⁹ https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

(3) 物品の管理等

研究開発に必要な物品等の調達は購入する場合の経費とリースの場合の経費の安価な方法としていただきます。なお、購入する場合は、以下のとおりとします。

ア 管理・維持

原則として、契約先である研究機関が物品等の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

イ 研究開発終了後の扱い

研究開発終了後、物品等の所有権は国に移ることとなります。当該設備の取扱いについては、別途協議することとします。

(4) 研究費の不正な使用への対応

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従い、本事業において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正の概要（不正使用をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした担当者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があります。

また、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）¹⁰」（平成26年4月総務省制定、平成28年2月一部改正）に従い、本事業における研究費の管理・監査について対応いただきます。

(5) 研究上の不正への対応

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び他府省の競争的研究費制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還

¹⁰ https://www.soumu.go.jp/main_content/000545198.pdf

していただくことがあります。

- ② 他省庁を含む他の競争的研究費の担当課に、当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的研究費への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的研究費への応募が制限される場合があります。
- また、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針¹¹」（平成18年10月総務省制定、平成27年4月改正）に従い、本事業における研究上の不正行為へ対応していただきます。加えて、平成26年9月19日、総合科学技術・イノベーション会議より「研究不正行為への実効性ある対応に向けて¹²」が示されたことを踏まえ、本事業においても契約締結時に当たって必要な対応を求める予定です。

(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記のホームページを御確認ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

¹¹ https://www.soumu.go.jp/main_content/000354213.pdf

¹² https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken140919_3.pdf

12 研究成果等

(1) 研究成果の帰属

研究開発の期間中に得られた成果に係る特許権その他の政令で定める権利は、委託研究契約の締結及び知的財産権確認書（研究開発委託契約書様式）の提出により、「産業技術力強化法」（平成12年4月19日法律第44号）第19条の規定に従い、一定の要件を満たしている場合、研究開発を実施した研究機関に帰属させることが可能です。

共同研究契約等の締結の際には、外国の研究機関に本件を理解していただいた上で、適切な共同研究契約等を締結することが必要となります。

(2) 研究成果の公開・普及及び研究成果発表等

研究開発実施者は、本事業により得られた研究成果について、ホームページや関連学会等に発表することなど、研究成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表する際には、**本事業の研究成果である旨を必ず記載**していただきます。

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容について公表します。また、毎年度提出された研究成果報告書、終了報告書についても公表します。研究開発の終了後、総務省が開催する「ICTイノベーションフォーラム」や総務省が指定する国際シンポジウム等で報告を行っていただくことがあります。詳細は、別途指示をします。

日本及び外国政府が、合同で研究開発の進捗や研究成果等に関するレビュー及び研究開発の当初、中間及び終了後に研究報告会を実施することがあり、報告会の参加などにご協力いただきます。

13 その他

本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、総務省のホームページ等でお知らせいたします。

14 提案書の提出先、問い合わせ先

提案書の提出、問い合わせ先は下記宛てにお願いします。

【提案書の提出先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 国際戦略局 通信規格課 開発係 宛て

【公募に関する問い合わせ先】

総務省 国際戦略局 通信規格課

担 当：網野課長補佐、石井係長、安藤官

電 話：03-5253-5763 FAX：03-5253-5732

(共通：E-mail) international_standardization_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。)

資料1 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

平成17年3月23日改正

平成21年3月27日改正

平成26年5月29日改正

令和元年7月18日改正

令和3年10月1日改正

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。なお、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとする。

6. 間接経費の用途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な用途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 証拠書類の取り扱い

間接経費に関する証拠書類については、被配分機関において適切に保管することとする。なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

9. 執行実績の報告

被配分機関の長は、別表1の主な用途を参考として、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、配分機関に対して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により配分機関に報告すること。

10. 適用

本対応について、令和4年度以降実施する事業から適用することとする。ただし、配分機関の判断により、令和3年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和4年度以降可能な項目については順次適用することとする。

(別表1)

間接経費の主な用途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 留意点：配分機関により、被配分機関の種類や運用は異なることがある。